

# **第36回市町村職員を 対象とするセミナー資料**

**(市町村厚生労働行政交流研修事業)**

平成15年11月8日(土)

**厚 生 労 働 省**

# 厚生労働省説明資料

健康局総務課生活習慣病対策室

平成15年11月8日(土)  
市町村セミナー資料

厚生労働省  
健康局総務課生活習慣病対策室

# 健康増進法の概要

## 第1章 総則

### (1) 目的

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図る。

### (2) 責務

- ① 国民 健康な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深め、生涯にわたり、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努める。
- ② 国及び地方公共団体 健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努める。
- ③ 健康増進事業実施者（保険者、事業者、市町村、学校等） 健康相談等国民の健康の増進のための事業を積極的に推進するよう努める。

### (3) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者の連携及び協力

## 第2章 基本方針等（「健康日本21」の法制化）

### (1) 基本方針

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。

- ① 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- ② 国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的事項
- ④ 国民健康・栄養調査その他の調査・研究に関する基本的事項
- ⑤ 健康増進事業実施者間の連携及び協力に関する基本的事項
- ⑥ 食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- ⑦ その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

### (2) 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画）の策定。

### (3) 健康診査の実施等に関する指針

生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。

### 第3章 国民健康・栄養調査等

- (1) 国民健康・栄養調査を実施（現行の栄養改善法による国民栄養調査を拡充）
- (2) 生活習慣病の発生状況の把握  
国及び地方公共団体は、生活習慣とがん、循環器病その他の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生状況の把握に努める。

### 第4章 保健指導等

- 市町村 栄養改善その他の生活習慣の改善に関する事項についての相談・保健指導
- 都道府県等 特に専門的な知識・技術を必要とする栄養指導等の保健指導（現行の栄養改善法による市町村の栄養相談等及び都道府県等の専門的な栄養指導等に関する規定を拡充）

### 第5章 特定給食施設等

- (1) 特定給食施設における栄養管理（現行の栄養改善法による集団給食施設における栄養管理の規定を引き継ぐとともに、所要の規定を整備）
- (2) 受動喫煙の防止  
学校、官公庁施設等多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努める。

### 第6章 特別用途表示及び栄養表示基準

現行の栄養改善法による特別用途表示制度及び栄養表示基準制度を引き継ぐ。

### 附則

- (1) 施行期日  
公布日（平成14年8月2日）から9月を超えない範囲内で政令で定める日（平成15年5月1日）  
（健康診査の実施等に関する指針に関する規定については、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）
- (2) 各法の改正  
医療保険各法を改正し、保健事業の適切かつ有効な実施を図るための指針を定める。  
栄養改善法は廃止する。

# 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

(平成15年4月30日厚生労働省告示第195号)

この方針は、二十一世紀の我が国を、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命（痴呆又は寝たきりにならない状態で生活できる期間をいう。）の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、国民の健康（心身の健康）の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示すものである。

## 第一 国民の健康の増進の推進の基本的な方向

### 一 一次予防の重視

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、二十一世紀の我が国をすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、従来の疾病対策の中心であった二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療をいう。）や三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持及び回復を図ることをいう。）にとどまることなく、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等の発病を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進する。

### 二 健康増進の支援のための環境整備

#### 1 社会全体による支援

健康の実現は、元来、個人が主体的に取り組むべき課題であるが、家庭、地域、職場等を含めた社会全体としても、その取組を支援していくことが重要である。このため、行政のみならず、広く国民の健康増進を支援する民間団体等の積極的な参加協力を得ながら、国民が主体的に行うことのできる健康増進の取組を総合的に推進していくことが必要である。

#### 2 休日及び休暇の活用の促進

健康づくりに向けた休日や休暇の活用は重要であり、その過ごし方は個人の自由な選択に基づくものであることを前提としつつ、個人が休日又は休暇において運動を行う等の積極的に健康づくりを図ろうとする活動の支援や、健康づくりのために取得する休暇（健康休暇）の普及促進等を図るための環境整備を行うことが必要である。

### 三 目標の設定と評価

健康増進の取組を効果的に推進するためには、多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づく具体的な目標を設定する必要がある。また、目標に到達するための諸活動の成果を適切に評価して、その後の健康増進の取組に反映できるようにする必要がある。

### 四 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進

#### 1 多様な経路による情報提供

健康増進は、最終的には、国民一人一人の意識と行動の変容にかかっていることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するためには、国民に対する十分かつ確かな情報提供が重要である。このため、各種の情報伝達手段や保健事業における健康相談、健康教育等の多様な経路により、それぞれの特徴を生かしたきめ細かな情報提供を推進する必要がある。

## 2 ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進

地域、職場等を通じた国民全体に対する働きかけと生活習慣病を発病する危険度の高い集団への働きかけとを適切に組み合わせる等により、対象者の特性やニーズ等を十分に把握し、ライフステージ（乳幼児期、中年期等の人の生涯における各段階をいう。）や性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、乳幼児期からの健康増進の取組を効果的に推進することが重要である。特に、思春期は、不登校、引きこもり、思春期やせ症をはじめとした課題があることに留意する必要がある。また、女性の生涯にわたる健康についても、性差に着目した対策が講じられるよう配慮すべきである。

## 3 多様な分野における連携

健康増進の取組を進めるに当たっては、健康づくり対策、母子保健、精神保健、老人保健及び産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のみならず、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備などのまちづくり対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、生涯スポーツ分野における対策等、関係行政分野、関係行政機関等と十分に連携をとって国民の健康増進を図っていく必要がある。

また、国、都道府県、市町村及び特別区、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める必要がある。

## 第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

国は、健康増進について全国的な目標を設定し、広く関係者等に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものである。

地方公共団体においては、全国的な健康増進の目標を参考に、それぞれの実情に応じて、関係者間で共有されるべき目標を設定する必要がある。

また、地域、職場、学校、個人等においても、これらの目標を参考としつつ、地域等の実情に応じて目標を設定し、そのための計画を策定することが望まれる。

## 第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

### 一 健康増進計画の目標設定

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、地域住民の健康に関する各種指標の状況や地域の社会資源等の地域の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定すべきである。また、市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定することも考えられる。

## 二 計画策定に当たって留意すべき事項

健康増進計画の策定に当たっては、次のような事項に留意する必要がある。

- 1 既存の医療計画や老人保健福祉計画等との調和に配慮すること。
- 2 一定の期間ごとに、計画の評価及び改定を行い、継続的な取組に結びつけること。
- 3 都道府県及び市町村は、健康増進計画の策定、実施及び評価の全ての過程において、住民が関与するよう留意すること。
- 4 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者等の一体的な取組を推進する観点から、健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。また、保健所は、関係機関との連携のもと、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域の実情に応じ、市町村における計画策定の支援を行うこと。さらに、都道府県は、地域の実情に応じ、都道府県における計画策定及び推進に当たり、都道府県労働局と連携を図ること。

## 第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

### 一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国及び地方公共団体においては、国民健康・栄養調査や地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計その他の収集した情報等を基に、個人情報取扱いに十分留意しつつ、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価の際に、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施していくことが重要である。

### 二 健康の増進に関する研究の推進

国及び地方公共団体においては、国民の生活習慣と生活習慣病との相関関係等に関する研究を、個人情報取扱いに十分留意しつつ、推進し、研究結果に関して的確かつ十分な情報の提供を行うことにより、個人の効果的な健康増進の支援を行っていくことが必要である。

## 第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者が質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供し、さらに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進を図ることが必要である。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらによるほか、健康増進法第九条に基づく健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

## 第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

### 一 基本的考え方

マスメディアを通じた広報やインターネットによる情報の提供、ボランティアによる情報の提供等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行っていくことが重要である。また、情報提供の内容は、科学的知見に基づいたものであるとともに、分かり易く、取組に結びつき易いものとなるよう工夫する必要がある。さらに、国等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む必要がある。

### 二 健康増進普及月間

九月を健康増進普及月間とし、国民一人一人の自覚を高め、健康増進の取組を一層促進するよう健康日本二十一全国大会を実施するなどの広報を行うこととする。

## 第七 その他国民の健康の増進に関する重要事項

### 一 国民の健康増進の推進体制の整備

医療保険者、医療機関、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等の広く健康増進に関係する機関及び団体等が、調整のとれた国民の健康増進のための取組を継続的に実施していくために、これらの機関等から構成される中核的な推進組織が設置され、効果的な運用が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

### 二 民間事業者等との連携

国及び地方公共団体は、有酸素運動や温泉利用を安全かつ適切に行うことのできる健康増進施設及び医療機関、労働者の健康管理等に係る業務についての相談、情報提供等を行う地域産業保健センター、社会保険センターその他民間事業者等と一層の連携を図り、健康増進の取組を推進する必要がある。

### 三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康スポーツ医や健康づくりのための運動指導者との連携、食生活改善推進員等のボランティア組織の支援等に努める必要がある。また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携に努める必要がある。

## 「健康日本21」地方計画の策定状況について

(都道府県)

全ての都道府県において計画策定済(平成14年3月末)

(市町村、特別区)

	総数	計画策定済	平成15年度中 策定予定	平成16年度中 策定予定	平成17年度中 策定予定	未定
保健所 政令市	57	49	5	3	—	—
東京都 特別区	23	16	4	2	—	1
その他 市町村	3, 127	750	604	320	64	1, 389
合計	3, 207	815	613	325	64	1, 390

※未定には平成18年度以降策定予定も含まれている。

(平成15年7月末現在)

市町村地方計画策定状況(平成15年7月末現在)

都道府県名	市町村数	策定済	H15年度中	H16年度中	H17年度中	策定時期未定
北海道	208	29	20	32	6	121
青森	67	49	18	0	0	0
岩手	58	29	24	5	0	0
宮城	68	25	28	6	1	8
秋田	68	25	14	10	1	18
山形	44	16	18	6	1	3
福島	88	13	20	10	0	45
茨城	83	3	8	16	3	53
栃木	48	4	8	7	1	28
群馬	69	19	16	8	0	26
埼玉	88	12	16	8	5	47
千葉	77	7	11	6	2	51
東京	39	1	6	8	3	21
神奈川	33	8	3	4	3	15
新潟	109	24	21	8	6	50
富山	34	6	8	6	0	14
石川	40	8	8	8	0	16
福井	35	12	6	4	0	13
山梨	58	16	23	1	0	18
長野	119	27	33	15	4	40
岐阜	95	11	12	6	2	64
静岡	71	44	11	1	1	14
愛知	84	29	21	20	2	12
三重	69	21	7	1	0	40
滋賀	50	7	10	4	0	29
京都	43	7	3	2	0	31
大阪	40	15	8	5	1	11
兵庫	84	25	15	10	2	32
奈良	46	22	13	6	0	5
和歌山	49	13	18	6	0	12
鳥取	39	24	10	2	0	3
島根	59	29	14	5	0	11
岡山	76	24	26	11	0	15
広島	76	2	6	3	2	63
山口	52	17	11	5	0	19
徳島	50	5	4	5	2	34
香川	36	3	6	5	0	22
愛媛	68	3	7	7	10	41
高知	52	2	0	2	0	48
福岡	93	9	14	10	5	55
佐賀	49	14	11	1	0	23
長崎	77	16	11	1	0	49
熊本	89	22	14	9	0	44
大分	57	22	21	5	0	9
宮崎	43	11	7	9	0	16
鹿児島	95	11	6	2	1	75
沖縄	52	9	9	9	0	25
	3127	750	604	320	64	1389

※市町村数は、平成15年7月末現在。

※「策定済」、「H15年度中」、「H16年度中」、「H17年度中」以外は全て「策定時期未定」として整理している。

※保健所政令市、特別区は除く。

# 健康づくりの推進 (ヘルスアッププラン)

医療制度改革の一環として、健康寿命の延長・生活の質の向上を目標とした健康づくり・疾病予防を推進するため、地方団体における以下のような健康づくり・疾病予防対策の取組に対して、地方財政措置が講じられている。

平成15年度事業費 600億円程度

## 1. 地方健康増進計画の策定

<事業例>

- ①地方健康増進計画の策定・推進
- ②地方健康増進計画の普及啓発（市町村計画、事例集の配布等）
- ③住民健康・栄養調査等の実施（地域特性を調査し、計画策定に反映）

## 2. 健康づくり支援事業の実施

### (1) 健康診査の充実

<事業例>

- ①未受診者への受診勧奨
- ②関係機関や団体等と連携した健康診査の啓発
- ③事後指導の充実

### (2) 生活習慣改善のための健康教育

<事業例>

- ①自己管理目標の設定の指導
- ②健康手帳の配布（健康診査結果等による自己管理）
- ③ボランティア、自主活動グループの育成・支援
- ④青壮年層（20～39歳）を対象とした健康教育の充実

### (3) 地域に密着した健康相談

<事業例>

- ①きめ細かな健康相談に対応するため、公民館等に健康相談コーナーの設置
- ②心の健康相談の充実強化

### (4) 年代に応じた健康スポーツの振興

<事業例>

- ①健康スポーツの指導者、地域リーダー等の育成
- ②市町村や自主活動グループ等による健康スポーツ大会等の開催
- ③個人の運動プログラムの作成指導
- ④ウォーキング等の気軽に運動ができる設備、施設の整備

## 3. 健康づくり支援のための体制整備

<事業例>

- ①マンパワーの確保
- ②地方団体の推進体制の整備
- ③事業所等との連絡・協力体制の整備

## 論点メモ（案）

1. 健康診査の実施等に関する指針策定の意義をどのように考えるのか。その際、事後指導、特に個別指導の位置づけをどのように考えるのか。
2. 健康診査の実施及びその精度管理の在り方をどう考えるのか。
3. 健康診査結果の通知及び健康手帳の交付の在り方をどのように考えるのか。その際、事後指導等に当たっての地域保健と職域保健の連携の在り方をどのように考えるのか。
4. 個人の健診情報の取扱いをどのように考えるのか。

## 今後のスケジュール

平成15年

9月22日 第1回検討会（検討項目の整理等）

10月 第2回検討会（健康診査の実施及び精度管理の在り方）

11月 第3回検討会（健康診査結果の通知及び健康手帳の交付  
の在り方、個人の健診情報の取扱い）

12月 第4回検討会（報告書取りまとめ ①）

平成16年

1月 第5回検討会（報告書取りまとめ ②）

2月 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会へ報告

3月 指針の策定